

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正」の概要

今回、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として、10種類の農薬に関する基準値を下のよう設定します。

農薬名	基準値
イミシアホス	52 $\mu\text{g} / \text{l}$
シエノピラフェン	0.29 $\mu\text{g} / \text{l}$
ダイムロン	42 $\mu\text{g} / \text{l}$
テフルトリン	0.0064 $\mu\text{g} / \text{l}$
ピラゾスルフロンエチル	0.87 $\mu\text{g} / \text{l}$
ペンチオピラド	56 $\mu\text{g} / \text{l}$
メソトリオン	4,300 $\mu\text{g} / \text{l}$
メタラキシル又はメタラキシルM	メタラキシル及びメタラキシルMの水産動植物被害予測濃度の和として 9,500 $\mu\text{g} / \text{l}$
メフェナセット	32 $\mu\text{g} / \text{l}$

